高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

１．⑵⑤ロを削る。

１．⑶②ロ㈠のうち、「令和８年３月31日まで」を「令和９年３月31日まで」に改める。

１．⑶④イのうち、「休日」を「土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）」に改める。

１．⑶⑥イのうち、「休日、１月２日、１月３日（ただし、令和７年４月26日から同年５月６日まで、同年７月19日から同年同月21日まで、同年８月９日から同年同月17日まで、同年９月13日から同年同月23日まで、同年10月11日から同年同月13日まで、同年11月１日から同年同月３日まで、同年11月22日から同年同月24日まで、同年12月27日から令和８年１月12日まで、同年２月21日から同年同月23日まで及び同年３月20日から同年同月22日までを除く。）」を「休日（ただし、ハに掲げる日を除く。）」に改める。

１．⑶⑥ロの次に次のとおり加える。

ハ　適用除外日

令和８年４月25日から同年５月６日まで、同年７月18日から同年同月20日まで、同年８月８日から同年同月16日まで、同年９月19日から同年同月23日まで、同年10月10日から同年同月12日まで、同年11月21日から同年同月23日まで、同年12月26日から令和９年１月11日まで、及び同年３月20日から同年同月22日まで。

１．⑶⑦イ及び１．⑶⑧イのうち、「なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。」を削る。

１．⑶⑨ハのうち、「令和８年３月31日まで」を「令和９年３月31日まで」に改める。

１．⑶⑯ハのうち、「令和７年４月５日から同年11月30日まで」を「令和８年４月４日から同年11月29日まで」に、「令和７年４月５日から同年10月26日まで」を「令和８年４月４日から同年10月31日まで」に改める。

１．⑶⑱イを次のとおり改める。

イ　北関東セット型汎用プラン2026

㈠　割引をする自動車

㈡に定める期間のうち連続する最大２日間に、㈡⒜に定める区間内のインターチェンジから㈡⒝に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡⒝に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「茨城プラン」という。）、㈡⒞に定める区間内のインターチェンジから㈡⒟に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡⒟に定める区間を通行（以下「栃木プラン」という。）、又は㈡⒠に定める区間内のインターチェンジから㈡⒡に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡⒡に定める区間を通行（以下「群馬プラン」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込み（㈣に定める最大日数の開始日が令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている場合に限る。）。

㈣　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
茨城プラン	２日間	4,000円	5,000円
栃木プラン	２日間	4,200円	5,300円
群馬プラン	２日間	4,100円	5,100円

㈡　実施する期間

令和８年４月１日から令和９年４月１日まで。（ただし、東日本高速道路株式会社が別に定める日を除く。）

㈢　適用区間

⒜　茨城プランの出発及び到着エリア

常磐自動車道の三郷インターチェンジから桜土浦インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の五霞インターチェンジから下総インターチェンジまでの区間。

⒝　茨城プランの周遊エリア

常磐自動車道の土浦北インターチェンジから北茨城インターチェンジまで、北関東自動車道の桜川筑西インターチェンジから水戸南インターチェンジまで及び東関東自動車道の鉾田インターチェンジから茨城町ジャンクションまでの区間並びに東水戸道路の全区間。

⒞　栃木プランの出発及び到着エリア

東北自動車道の川口ジャンクションから羽生インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道の坂戸インターチェンジから境古河インターチェンジまでの区間。

⒟　栃木プランの周遊エリア

東北自動車道の館林インターチェンジから那須高原スマートインターチェンジまで並びに北関東自動車道の足利インターチェンジから岩舟ジャンクションまで及び栃木都賀ジャンクションから真岡インターチェンジまでの区間。

⒠　群馬プランの出発及び到着エリア

関越自動車道の練馬インターチェンジから嵐山小川インターチェンジまで及び首都圏中央連絡自動車道のあきる野インターチェンジから白岡菖蒲インターチェンジまでの区間。

⒡　群馬プランの周遊エリア

関越自動車道の花園インターチェンジから水上インターチェンジまで、上信越自動車道の藤岡インターチェンジから碓氷軽井沢インターチェンジまで及び北関東自動車道の高崎ジャンクションから太田桐生インターチェンジまでの区間。

㈤　割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑶⑱ロ㈡のうち、「令和８年３月31日まで」を「令和９年３月31日まで」に改める。

１．⑶⑱ニを次のとおり改める。

ニ　信州めぐりフリーパス2026

㈠　割引をする自動車

㈡に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、㈡⒜に定める区間内のインターチェンジから㈡⒞に定める区間内のインターチェンジまで往復し、㈡⒞に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）